新宿区西新宿一、二丁目付近再構築工事に起因する

第三者損害の補償に関する協定書

　東京都下水道局（以下「甲」という。）と受注者○○○○○(以下「乙」という。)とは、　○○○○第○○〇〇号　新宿区西新宿一、二丁目付近再構築工事に起因して発生した第三者損害の補償事務に関し、【土木工事標準仕様書】第５条5.1.3の規定に基づき「損害補償の計画書兼実施報告書」が提出されたので、次のとおり協定を締結する。

(目的)

1. この協定は、第三者損害の補償事務に関する基本的事項を定め、相互

の関係事務の適性かつ円滑な処理を図ることを目的とする。

(用語の定義)

1. この協定における用語の定義は次のとおりとする。
2. 第三者損害　下水道工事に起因して第三者の建物、工作物等に及ぼし

た損害をいう。

1. 補償事務　　第三者損害の調査及び認定、補償費用の査定、和解折衝

等をいう。

1. 補償費用　　下水道工事に係る第三者への補償費用、事後調査費用を

いう。

(協定の適用範囲)

1. この協定の適用範囲は、別紙１「事前調査個所案内図」のとおりとする。

(補償事務の流れ)

1. 乙は、甲の「東京都下水道工事損害補償要綱」及び「下水道局損害補　　　　　　　償調査作業基準」に基づき事後調査を行う。

２　事後調査終了後、乙の作成した事後調査報告書等により、甲が損害の認定及び補償費用、事後調査費用を算出する。

３　算出された補償費用に基づき、乙が和解折衝を行う。

(補償費用及び負担割合)

第５条　補償費用及び負担割合については、別途協議する。

(連絡員の指定)

第６条　甲、乙は、補償事務を円滑に処理するために各々連絡員を定め、

誠意を持って相互に協力しあうものとする。

(個人情報等の取扱について)

第７条　乙は、業務上知り得た個人情報等を他に漏らしてはならない。また、

　業務上取得、作成した文書等の情報管理を徹底しなければならない。

(その他)

第８条　この協定に定めのない事項又は協定の条項の解釈に疑義を生じた場合

は、その都度、甲、乙が協議して定めるものとする。

　この協定締結の証として、本書２通を作成し、甲、乙が記名押印の上、各１通を保有する。

○○年○○月○○日

甲　東京都新宿区西新宿二丁目８番１号

東京都下水道局

　東京都公営企業管理者

　　　　　　　　　　　　　下水道局長　　□　□　　□　□　　㊞

乙　○○○○○○○○○○○○○○○○

○○○○○○

　　　　　　　　　代表者　　　　　　□　□　　□　□　　㊞